

所得税関係

上場株式等の配当所得等に係る個人住民税課税の改正

1はじめに

個人住民税は平成29年の税制改正により、上場株式にかかる配当所得等については、所得税と異なる課税方式を選択できることが明文化された（地法32,313, 地法附則33の2）。その後令和3年の税制改正で上場株式等に係る配当等の全部について、個人住民税で源泉分離課税または申告不用制度とする場合には、原則として所得税の確定申告書の提出時に付記事項を追加することで完結できることとなった。

2現行の課税制度

(1) 源泉徴収

利子等や配当等の収入には次の区分による税率により源泉徴収がされる。

- ① 上場株式等の利子等、配当等は所得税及び復興特別所得税15.315%及び住民税5%。
- ② 上場株式等以外の株式等の配当等は所得税及び復興特別所得税20.42%，住民税無。

(2) 申告制度

株式等の利子等、配当等は原則として確定申告が必要であるが、選択により一定のものは申告不要制度を選択できる。

① 確定申告

イ 総合課税

株式等の配当等については、配当所得とその他の所得を合計して総所得金額を計算し、源泉徴収されている所得税等を精算する。また、配当控除の適用ができる。

ロ 申告分離課税

株式等の配当等のうち上場株式等に係る配当等については、選択により申告分離課税（税率は20.315%）を適用できるが、配当控除の適用はできない。

上記イおよびロは、申告する上場株式等の配当のすべてについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要がある。

② 確定申告不要制度

次の区分に応じ、摘要要件を満たせば申告不要とすることができます。

イ 上場株式等の利子等・配当等は持株比率3%以上の個人株主が支払いを受ける配当等以外の場合

ロ 上場株式等以外の配当等については1銘柄について1回に支払いを受けるべき配当等の金額が10万円に配当等計算期間の月数を12で除した金額以下の場合

3課税制度の見直し

国民健康保険料の計算は市区町村により異なるが、所得割額は所得金額を基に計算され、均等割額と合算して保険料の年額が決まる。個人住民税の申告において申告不要を選択している場合と総合課税を選択している場合では住民税の税額が異なり、その結果国民健康保険料、介護保険料等に影響が及ぶことになる。

令和4年の改正で、公平性の観点から個人住民税の課税方式を所得税と一致させることとなり、令和6年度分の個人住民税から適用することとされ、令和5年度分以前の個人住民税については、なお従前の例による（令和4年改正地法附則4①, 11①）。

4おわりに

今回の改正により総合課税と配当控除を選択した場合には、配当の分だけ総所得金額が増加し、国民健康保険料等が増加する場合もあるので注意が必要であり、このことを踏まえて、申告するのか申告不要とするかを決定することになる。

〔右山研究グループ
税理士 守屋 みゆき〕